

(仮称) 行田市障がい者差別解消推進条例 素案

前文

私たちのまち行田市は、豊かな自然と、埼玉県名発祥の地としての由緒ある歴史が息づくまちとして、先人たちの郷土愛とたゆまぬ努力により、現在まで受け継がれてきました。

この住み慣れた地域で、その人らしく生活し、心豊かに暮らすことは、私たち市民の共通の願いです。

しかしながら、障がいのある人は、障がいや障がいのある人への理解の不足又は偏見から生じる社会的障壁による困りごとを抱え、日々の生活の中で障がいを理由とした不利益な取扱いなどの差別を受けていると感じている場合も少なくありません。

このため、全ての市民が、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とするあらゆる形態の差別の解消に向けて取り組むことが必要です。障がいのある人もない人も、互いを理解し、思いやることで、「誰もがお互いに支え合い、自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち行田」がつくられます。

私たちのまち行田市は、障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性が尊重される共生社会を推進するため、この条例を制定します。

【趣旨】

- * 条例制定の趣旨を明らかにしたもの。
- * アンケート調査の結果、今もなお、障がいを理由とした差別を感じている方が少なくなかったことから、その旨を明記。
- * 市をあげて障がいを理由とする差別の解消に取り組み、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性が尊重される共生社会を推進することを宣言するもの。

第1章 総則

(目的) (案)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の趣旨を踏まえ、本市における障がいを理由とするあらゆる形態の差別の解消に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定めることにより、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に資することを目的とする。

【趣旨】

*本条例の制定目的を明らかにしたもので、条例を解釈し、運用する場合の基本となる。

*障害者差別解消法の理念に沿うことを明記。

【参照条文】

■埼玉県

(目的)

第一条 この条例は、障害者の権利に関する条約、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、共生社会の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、地域活動団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義) (案)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）に起因する障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障がいを理由とする差別 障がいのある人に対し、不当な差別的取扱いをすること及び合理的配慮の提供をしないことにより、障がいのある人の権利利益を侵害することをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのある人に対して不利益な取扱いをすることをいう。
- (5) 合理的配慮の提供 障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（本人の意思表明が困難な場合に、障がいのある人の家族、支援者・介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）があった場合に、実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を提供することをいう。
- (6) 行政機関等 障害者差別解消法第2条第3号の行政機関等（市を除く。）をいう。
- (7) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者（市及び行政機関等を除く。）をいう。
- (8) 市民 市内に居住し、又は市内に通勤し、若しくは市内に通学する者をいう。
- (9) 正当な理由 障がいのある人に対して、障がいを理由として、財・サービス又は各種機会の提供を拒否する等の取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと認められる場合をいう。

【趣旨】

*本条例における用語について、その意味を明確するもの。

*障害者基本法・障害者差別解消法等の定義を基本としつつ、主な違いは以下のとおり。

- ・(1) …高次脳機能障害、難病に起因する障害を明記
- ・(3) …「差別」の定義を明確にする（不当な差別的取扱い+合理的配慮の提供をしない）
- ・(5) …改正障害者差別解消法の附帯決議を踏まえ、「意思の表明」について家族等が補佐する場合も可能であることを明文化。
- ・(7) …市内における事業者とする
- ・(8) …市内に居住・通勤・通学する者とする

【参照条文】

■障害者基本法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

■障害者差別解消法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方 公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四～六 （略）
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

■障害者差別解消法基本方針

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

2 不当な差別的取扱い

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。(略)

■改正障害者差別解消法 附帯決議（参議院）

十四 合理的配慮の提供に当たっての意思の表明について、知的障害等により本人の意思の表明が困難な場合には家族、介助者等が本人を補佐して行うことも可能であることを、国の各行政機関、地方公共団体及び民間事業者に十分に周知すること。

■埼玉県

(定義)

第二条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾患有。）に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（基本理念）（案）

第3条 障がいを理由とする差別の解消の推進による共生社会の実現は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）のもとに行わなければならない。

- （1）障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- （2）障がいのある人がどこで誰と生活するか、どのように学び、就業するか等について、障がいのある人やその家族等の選択や意思決定を尊重すること。
- （3）障がいのある人やその家族等の選択や意思が尊重されるよう、必要な支援に取り組むこと。
- （4）障がいを理由とする差別は、障がい及び障がいのある人に関する理解の不足又は偏見から生じ得ることから、全ての人が障がい及び障がいのある人に関する理解を深める必要があること。
- （5）障がいのある人もない人も、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の違いを理解し、互いにその人格と個性を尊重すること。
- （6）社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供は、障がいの有無にかかわらず、全ての市民にとって有益であることを認識し、共生社会の実現に向け、相互に協力すること。

【趣旨】

- * 本条例に基づいて障がいを理由とする差別を解消する施策を進めていく際の拠り所として基本的な考え方を示したもの。
- * 第1項は、障害者基本法を踏まえ規定。
- * 第2項・第3項は、障がいのある人やその家族等の選択・意思決定の尊重・支援について規定。
- * 第4項は、アンケート結果等を踏まえ、障がい・障がいのある人に関する理解の必要性を規定。
- * 第5項・第6項は、障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し、協力することが共生社会の実現に重要であることを規定。

【参照条文】

■障害者基本法

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

■改正障害者差別解消法

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

■埼玉県

(基本理念)

第三条 共生社会（障害を理由とする差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会をいう。以下同じ。）の推進は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、性別や年齢等にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 四 何人にも、社会的障壁に係る問題が認識され、障害及び障害者に関する理解が深まるこ。

(市の責務) (案)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、事業者、市民、埼玉県その他の関係者と連携し、協力を図るものとする。

3 市は、事業者、市民その他の関係者と連携し、本条例の普及を図るものとする。

(事業者の責務) (案)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるものとする。

2 事業者は、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策に協力するとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に主体的に取り組むものとする。

3 事業者は、本条例の普及に関し、市に協力するものとする。

(市民の責務) (案)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるものとする。

2 市民は、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策及び事業者が実施する障がいを理由とする差別の解消の推進に関する取組に協力するとともに、障がいのある人の意思を尊重しつつ、障がいのある人の自立及び社会参加への支援を主体的に行い、共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

3 市民は、本条例の普及に関し、市に協力するものとする。

【趣旨】

*市の責務、事業者の責務、市民の責務として明記し、それぞれの役割を明確にする。

*市の責務について、

- ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を、関係者（事業者、市民、県、その他関係者）と連携・協力しながら、総合的・計画的に実施すること。（改正障害者差別解消法第3条）

*事業者の責務について、

- ・障がいを理由とする差別の解消の推進に重要である、障がいや障がいのある人に対する理解を深めること。
- ・市の施策への協力を求めること
- ・障がいのある人の日常・社会生活を支えていくことについて積極的に関わることを期待して、共生社会の実現への主体的な取組を求めること

*市民の責務について、

- ・障がいを理由とする差別の解消の推進に重要である、障がいや障がいのある人に対する理解を深めること。
- ・市の施策や事業者の取組への協力を求めるこ
- ・声かけによる補助など、障がいのある人の自立・社会参加への支援に積極的に関わることを期待して、共生社会の実現に寄与する主体的な関わりを求めるこ。

【参照条文】

■改正障害者差別解消法

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 (略)

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

■埼玉県

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害及び障害者並びに共生社会に関する理解を広め、共生社会の推進に関して必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、共生社会を推進するに当たっては、市町村その他関係機関（以下この項において「市町村等」という。）と連携するとともに、当該市町村等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、共生社会を推進するに当たっては、その講ずる施策が障害者及びその家族その他の関係者の立場に立ったものとなるよう配慮するものとする。

(県民及び地域活動団体の責務)

第五条 県民及び地域活動団体（地域で文化、スポーツ、ボランティア等の活動に取り組む団体をいう。第七条において同じ。）は、基本理念にのっとり、障害及び障害者並びに共生社会に関する理解を深めるとともに、共生社会の推進に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者（法第二条第七号に規定する事業者をいう。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、障害及び障害者並びに共生社会に関する理解を深め、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に努め、共生社会の推進に寄与するよう努めなければならない。

(障がい者計画との関係) (案)

第7条 市は、障がいを理由とする差別の解消に関する施策について、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により策定された行田市障がい者計画に定めるものとする。

【趣旨】

*障害者基本法第11条(障がい者基本計画等)に基づき策定される「行田市障がい者計画」に、障がいを理由とする差別の解消に関する施策を定めることを規定することで、その関係を明文化する。

【参照条文】

■障害者基本法

(障害者基本計画等)

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4～9 (略)

第2章 障がいを理由とする差別の禁止等

(不当な差別的取扱いの禁止) (案)

第8条 何人も、障がいのある人に対し、教育、雇用をはじめとしたあらゆる生活場面において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。

【趣旨】

*障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がい者の権利利益を侵害してはならない旨を明記する。

【参照条文】

■障害者基本法

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2・3 (略)

■改正障害者差別解消法

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 (略)

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 (略)

■埼玉県

(差別の禁止)

第十六条 何人も、障害者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2・3 (略)

(合理的配慮の提供) (案)

第9条 市は、その事務又は事業の実施に当たり、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（本人の意思表明が困難な場合に、障がいのある人の家族、支援者・介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）があった場合に、実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮の提供を行わなければならない。

2 事業者は、その事業の実施に当たり、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（本人の意思表明が困難な場合に、障がいのある人の家族、支援者・介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）があった場合に、実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮の提供を行わなければならない。

【趣旨】

- *市及び事業者が、社会的障壁の除去の実施として、合理的配慮を提供しなければならない旨を明記する。
- *なお、事業者は附則3により、改正障害者差別解消法が施行されるまでの間は努力義務とする。

【参考条文】

■障害者差別解消法

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 (略)

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 (略)

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

■改正障害者差別解消法

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 (略)

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

■埼玉県

(差別の禁止)

第十六条 (略)

2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の保護者その他の関係者が本人を補佐して行ったものを含む。次項において同じ。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするものとする。

3 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(環境の整備) (案)

第10条 行政機関等及び事業者は、障がい及び障がいのある人に対する理解のもと、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があるか否かにかかわらず、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

2 市は、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供を的確に行うための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

【趣旨】

* 障害者差別解消法第5条の「事前の改善措置」について規定するもの。

* ただし、障害者差別解消法から、以下の点を追記。

- ・障がいのある人からの求めがなくても積極的に整備に努めていくことを明確にするため、「意思の表明があるか否かにかかわらず」を追記。
- ・まち歩き報告会（総括）等において、障がいのある人に目線に立った環境の整備を望む意見があったことを踏まえ、事前の改善措置の前提として重要と考えられる「障がい及び障がいのある人に対する理解」を明記。
- ・市が、事業者に対し、情報提供等の支援に努める旨を追記（第2項）。

* なお、不特定多数の障がいのある人を主な対象として行われるため、「合理的配慮」とは別に規定。

【参照条文】

■改正障害者差別解消法

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第3章 障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制

(相談) (案)

第11条 障がいのある市民、その家族その他の関係者又は事業者（以下「相談者」という。）は、市に対し、障がいを理由とする差別に該当すると思われる事案（以下「差別事案」という。）に関する相談をすることができる。

2 市は、差別事案に関する相談があったときは、その情報を収集し、相談者又は当該相談内容に関わる者に対し、必要に応じて次に掲げる対応をするものとする。

- （1）相談を受けた事案に係る事実の確認及び調査を行うこと
- （2）必要な情報提供を行うこと。
- （3）関係者間の調整を行うこと。
- （4）その他必要な助言及び関係機関への取次を行うこと。

【趣旨】

* 障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争防止等のための体制について規定するもの。

* いわゆる「たらい回し」の相談体制にならないよう、市福祉課を窓口として相談しやすい体制づくりを進めていくことを前提に、その詳細を逐条解説等で説明していく。

【参照条文】

■改正障害者差別解消法

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

■埼玉県

（特定相談及び広域専門相談員）

第十七条 県は、障害を理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）に応じるものとする。

2 県は、特定相談に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- 二 特定相談に応じ、関係者間の必要な調整を行うこと。
- 三 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

3・4 (略)

(あっせんの申立て) (案)

- 第12条 障がいのある市民、その家族その他の関係者は、市長に対し、差別事案（行政機関等又は事業者が市内で行う事業に限る。）を解決するために必要なあっせんの申立て（以下「あっせんの申立て」という。）をすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、あっせんの申立てをすることが当該あっせんの申立てに係る障がいのある市民の意に反することが認められるときは、その家族その他の関係者は、あっせんの申立てをすることができない。
- 3 あっせんの申立ては、次の各号に該当するときは、することができない。
- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく紛争の解決の手続をすることができるもの
- (2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立ての手続をすることができるもの
- 4 あっせんの申立ては、前条第2項に規定する相談に対する対応を経た後でなければ、することができない。ただし、あっせんの申立てをすることについて緊急の必要性があると市長が認める場合は、この限りではない。

【趣旨】

*差別的取扱いを受けた際に、市長に対し、差別事案（行政機関等又は事業者が市内で行う事業に限る。）を解決するために必要なあっせんの申立てについて規定するもの。

【参照条文】

■改正障害者差別解消法

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

■埼玉県

（助言又はあっせんの申立て）

第十八条 障害者は、自己に対して、事業者が第十六条第一項に規定する不当な差別的取扱いをした事案又は同条第三項に規定する必要かつ合理的な配慮をしなかった事案（以下「対象事案」という。）の解決を図るために、知事に対し、助言又はあっせんの申立てをすることができる。

- 2 対象事案に係る障害者の保護者その他の関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
- 3 前二項の申立ては、前条に規定する特定相談を経た後でなければ、することができない。
- 4 第一項及び第二項の規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第七十四条の五に規定する紛争については、適用しない。

(あっせん) (案)

第13条 市長は、あっせんの申立てがあったときは、行田市附属機関等の設置及び運営に関する要綱(平成14年3月22日訓令第3号)第3条に基づき設置する行田市障害者支援協議会(以下「支援協議会」という。)にあっせんを行うよう求めるものとする。

2 支援協議会は、前項の規定による求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、あっせんの手続を開始するものとする。

(1) あっせんの必要がないと認めるとき

(2) 当該差別事案がその性質上あっせんをするのに適当でないと認めるとき

3 支援協議会は、あっせんのために必要があると認めるときは、当該差別事案の関係者に支援協議会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 支援協議会は、あっせんの手続の開始後においても、第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該手続を中止することができる。

5 支援協議会は、第1項の規定による求めによりあっせんを行ったとき又は第2項各号のいずれかに該当するとしてあっせんを行わない若しくは第4項の規定によりあっせんの手続を中止したときは、市長に対して、その旨を報告するものとする。

【趣旨】

*市長が行田市附属機関等である「行田市障害者支援協議会」にあっせんを求めることができる旨を規定したもの。

【参照条文】

■改正障害者差別解消法

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

- 2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

■埼玉県

（助言又はあっせん）

第二十条 知事は、前条第一項の調査の結果に基づき、助言又はあっせんを行うものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。
 - 二 対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないと認めるとき。
- 2 知事は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案関係者に対し、助言及びあっせんにあっては対象事案に係る説明若しくは意見の表明又は資料の提出を求め、あっせんにあってはそのあっせん案を作成し、これを提示することができる。

(勧告及び公表の措置) (案)

- 第14条 支援協議会は、障がいを理由とする差別を行ったとされる者が、支援協議会が作成したあっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらずあっせんに従わないときは、その旨を市長へ報告するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合であって、必要があると認めるときは、障がいを理由とする差別を行った者に対して、障がいを理由とする差別を解消するために必要な対応をするように勧告することができる。
- 3 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、行田市行政手続条例（平成9年9月29日条例第22号）に基づき、あらかじめ、当該勧告の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。
- 5 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、行田市行政手続条例に基づき、あらかじめ、当該公表の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

【趣旨】

* 支援協議会は、障がいを理由とする差別を行ったとされる者が、あっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらずあっせんに従わないときは、その旨を市長へ報告し、当該相手方の意見を聴取したうえで、勧告・公表する旨を規定したもの。

【参照条文】

■改正障害者差別解消法

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

■埼玉県

（勧告）

第二十一条 知事は、対象事案に係る事業者が、正当な理由がなく前条のあっせんに従わない場合（前条第二項の規定による求めに応じない場合を含む。）において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該あっせんに従い、又は当該求めに応じるよう勧告することができる。

(公表)

第二十二条 知事は、第十六条第一項に規定する不当な差別的取扱いに係る前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(意見の聴取)

第二十三条 知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(地域協議会)

第二十四条 県は、地域における障害を理由とする差別に関する相談等について情報を共有し、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、法第十七条に規定する障害者差別解消支援地域協議会を組織するものとする。

第4章 共生社会の実現に向けた取組

(情報の収集、整理及び提供) (案)

第15条 市は、不当な差別的取扱いをすることによる障がいのある人の権利利益の侵害防止等及び社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供を的確に行うこととし、障がいの分野ごとに不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供事例等の情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

- * 改正障害者差別解消法第16条を踏まえて規定するもの。
- * 改正障害者差別解消法との違いとして、
 - ・「障害を理由とする差別の解消」「解放のための取組」について、「不当な差別的取扱い」「合理的な配慮」に細分化して明記。
 - ・「事例」を「情報」の例示として明記。
 - ・改正障害者差別解消法の附帯決議を踏まえて、収集等する事例について「障害の分野ごと」と明記。

【参照条文】

■改正障害者差別解消法

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 (略)

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

■改正障害者差別解消法 附帯決議（衆議院・参議院）

六 基本方針等において、障害の分野に応じて、具体的な差別事例や合理的配慮の提供事例を盛り込むことを検討すること。

(相互理解の促進) (案)

第16条 市は、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とする差別を解消することの重要性に関する市民及び事業者の理解と関心の増進が図られるよう、障がい及び障がいのある人に関する知識の普及啓発のための広報活動その他の啓発活動を計画的に推進するものとする。

2 市は、あらゆる分野において、障がいのある人と障がいのない人が一緒に活動や交流する機会を創出することその他必要な取組により、その相互理解を促進するものとする。

3 障がいのある人もない人も、相互に理解を深め、共生社会の実現を図るものとする。

【趣旨】

*障がい及び障がいのある人に対する関心と理解を深め、相互理解を促進することで、共生社会の実現に資するよう規定するもの。

【参照条文】

■改正障害者差別解消法

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

■埼玉県

(普及啓発)

第七条 県は、県民、地域活動団体及び事業者が障害及び障害者並びに共生社会に関する理解を深めるよう、障害を理由とする差別の事例を周知する等により普及啓発を行うものとする。

(交流の機会の拡大及び充実)

第八条 県は、障害者と障害者でない者との交流の機会の拡大及び充実を図り、その相互理解を促進するものとする。

(教育) (案)

第17条 市は、障がいのある児童及び生徒が、障がいのない児童及び生徒とともに、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするために必要な施策を推進するものとする。

2 市は、障がいのある児童及び生徒と障がいのない児童及び生徒との交流の機会の創出その他必要な取組により、障がい及び障がいのある人に対する理解を促進するものとする。

【趣旨】

*障がいのある児童・生徒に対する教育について定めるもの。

*第1項は、いわゆるインクルーシブ教育を推進する旨を規定するもの。

*第2項は、委員・ヒアリング・アンケート等により、障がいのある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流が重要である旨のご意見が多数あったことを踏まえ、交流機会の創出等を規定するもの。

【参照条文】

■障害者基本法

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

4 (略)

■埼玉県

(教育の推進)

第十条 県は、学校において、児童及び生徒が障害及び障害者並びに共生社会に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとする。

2 県は、共生社会の推進に果たすべき教育の役割の重要性に鑑み、障害者が障害者でない者と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、教育の支援体制の整備及び充実に努めるものとする。

(意思疎通) (案)

第18条 市は、障がいのある人が情報を円滑に取得し、又は理解しやすくするため、点字、平易な表現等の障がいの特性に応じた意思疎通手段の普及を図るとともに、必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、行田市手話言語条例（平成29年12月21日条例第40号）に基づき、手話への理解及び手話の普及の促進を図るものとする。

【趣旨】

*アンケート結果、検討委員会委員、当事者等ヒアリングの中で、障がい特性に応じた意思疎通手段の重要性について意見があつたため。

*手話言語条例との関係を明確にしたもの。

【参照条文】

■障害者基本法

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2・3 (略)

■埼玉県

(意思疎通の手段の確保)

第十一条 県は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成等必要な施策を講ずるものとする。

2 (略)

第5章 雜則

(委任) (案)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

* この条例の施行に関して必要な事項を規則で定めることを規定。

【参照条文】

■埼玉県

(委任)

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日) (案)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(条例の見直し) (案)

2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行状況、社会情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律が施行されるまでの経過措置) (案)

3 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）が施行されるまでの間における第9条第2項の規定の適用について、同項中「提供を行わなければならない」とあるのは「提供を行うよう努めなければならない」とする。

【趣旨】

- *市議会上程は令和5年3月定例会を予定。可決された場合、周知期間を経て半年後の令和5年10月1日施行（予定）とするもの。
- *条例の施行状況や社会情勢の推移等を勘案し、一定期間経過後に見直しを行うことを明記。
- *改正障害者差別解消法の施行日までは、事業所の合理的配慮の提供は「努力義務」とする。

【参照条文】

■埼玉県

附則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十八条から第二十三条までの規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。